

魚津市告示第110号

魚津市通所型サービスA実施要綱の一部改正について
魚津市通所型サービスA実施要綱（平成28年魚津市告示第118号）の一部
を次のように改正する。

令和6年4月25日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条－第44条（略） 別表（第6条関係） 【別記】	第1条－第44条（略） 別表（第6条関係） 【別記】

【別記】

別表（第6条関係）

算定項目	区分	算定単位	単位数
1 通所型サービス費	(1) 事業対象者・要支援1に対する1月の中で全部で4回までのサービス	1回につき	347単位
	(2) 要支援2に対する1月の中で5回から8回までのサービス	1回につき	358単位
2 サービス提供体制強化加算	(略)		
3 介護職員処遇改善加算	(略)		
4 介護職員等特定処遇改善加算	(略)		
5 介護職員等ベースアップ等支援加算	(略)		

備考

別表に関する実施上の留意事項等については、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）の取扱いに準ずるものとする。

【別記】

別表（第6条関係）

算定項目名	区分	算定単位	単位数
イ 通所型サービス費	(1) 事業対象者・要支援1に対する1月の中で全部で4回までのサービス	1回につき	<u>328単位</u>
	(2) 要支援2に対する1月の中で5回から8回までのサービス	1回につき	<u>338単位</u>
ロ サービス提供体制強化加算	(略)		
ハ 介護職員処遇改善加算	(略)		
ニ 介護職員等特定処遇改善加算	(略)		
ホ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(略)		

備考

別表に関する実施上の留意事項等については、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）の取扱いに準ずるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。